

(別紙 1) エネルギー消費性能適合性判定申請手数料 (法第 11 条、第 12 条)

区 分			申請手数料金額 (円)	
			当初申請	変更申請
住宅 (複数棟認定をしない (認定通知書添付しない場合))	性能基準	一戸建て住宅	37,000	19,000
		1戸	37,000	19,000
	住戸 性能基準	2戸以上～ 5戸以下	75,000	38,000
		6戸以上～ 10戸以下	106,000	55,000
		11戸以上～ 25戸以下	150,000	78,000
		26戸以上～ 50戸以下	215,000	112,000
		51戸以上～100戸以下	309,000	163,000
		101戸以上～200戸以下	418,000	223,000
		201戸以上～300戸以下	549,000	292,000
		301戸以上～	644,000	341,000
	仕様基準		一戸建て住宅	18,000
	住戸 仕様基準	1戸	18,000	9,000
		2戸以上～ 5戸以下	35,000	18,000
		6戸以上～ 10戸以下	51,000	27,000
		11戸以上～ 25戸以下	75,000	40,000
		26戸以上～ 50戸以下	112,000	60,000
		51戸以上～100戸以下	171,000	94,000
		101戸以上～200戸以下	243,000	135,000
		201戸以上～300戸以下	315,000	175,000
		301戸以上～	358,000	197,000
	共用部分	標準入力法	～300㎡	118,000
			300㎡超～1,000㎡	149,000
			1,000㎡超～2,000㎡	195,000
			2,000㎡超～5,000㎡	304,000
			5,000㎡超～10,000㎡	390,000
			10,000㎡超～25,000㎡	466,000
非住宅 (複数棟認定をしない (認定通知書添付しない場合))	工場等以外	標準入力法	25,000㎡超	543,000
		主要室入力法	～300㎡	10,000
			300㎡超～1,000㎡	17,000
			1,000㎡超～2,000㎡	29,000
			2,000㎡超～5,000㎡	87,000
			5,000㎡超～10,000㎡	137,000
			10,000㎡超～25,000㎡	174,000
			25,000㎡超	217,000
		モデル建物	～300㎡	94,000
			300㎡超～1,000㎡	120,000
			1,000㎡超～2,000㎡	158,000
			2,000㎡超～5,000㎡	256,000
			5,000㎡超～10,000㎡	334,000
			10,000㎡超～25,000㎡	402,000
			25,000㎡超	471,000
	工場等	標準入力法	～300㎡	20,000
			300㎡超～1,000㎡	28,000
			1,000㎡超～2,000㎡	40,000
			2,000㎡超～5,000㎡	103,000
			5,000㎡超～10,000㎡	155,000
			10,000㎡超～25,000㎡	193,000
			25,000㎡超	239,000

区 分			申請手数料金額 (円)		
			当初申請	変更申請	
住宅（複数棟認定時の他の建築物 （認定通知書添付した場合）	性能基準		一戸建て住宅	5, 0 0 0	3, 0 0 0
	住 戸	性能基準・ 仕様基準	1 戸	5, 0 0 0	3, 0 0 0
			2 戸以上～ 5 戸以下	1 0, 0 0 0	6, 0 0 0
			6 戸以上～ 10 戸以下	1 7, 0 0 0	1 0, 0 0 0
			11 戸以上～ 25 戸以下	2 9, 0 0 0	1 7, 0 0 0
			26 戸以上～ 50 戸以下	4 9, 0 0 0	2 9, 0 0 0
			51 戸以上～100 戸以下	8 8, 0 0 0	5 3, 0 0 0
			101 戸以上～200 戸以下	1 3 9, 0 0 0	8 3, 0 0 0
			201 戸以上～300 戸以下	1 7 6, 0 0 0	1 0 6, 0 0 0
			301 戸以上～	1 8 8, 0 0 0	1 1 3, 0 0 0
	共 用 部 分	標 準 入 力 法	～300 ㎡	1 0, 0 0 0	6, 0 0 0
			300 ㎡超～1,000 ㎡	1 7, 0 0 0	1 0, 0 0 0
			1,000 ㎡超～2,000 ㎡	2 9, 0 0 0	1 7, 0 0 0
			2,000 ㎡超～5,000 ㎡	8 7, 0 0 0	5 2, 0 0 0
			5,000 ㎡超～10,000 ㎡	1 3 7, 0 0 0	8 2, 0 0 0
			10,000 ㎡超～25,000 ㎡	1 7 4, 0 0 0	1 0 4, 0 0 0
			25,000 ㎡超	2 1 7, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0
	非住宅（複数 棟認定時の他 の建築物（認 定通知書添付 した場合）		～300 ㎡	1 0, 0 0 0	6, 0 0 0
300 ㎡超～1,000 ㎡			1 7, 0 0 0	1 0, 0 0 0	
1,000 ㎡超～2,000 ㎡			2 9, 0 0 0	1 7, 0 0 0	
2,000 ㎡超～5,000 ㎡			8 7, 0 0 0	5 2, 0 0 0	
5,000 ㎡超～10,000 ㎡			1 3 7, 0 0 0	8 2, 0 0 0	
10,000 ㎡超～25,000 ㎡			1 7 4, 0 0 0	1 0 4, 0 0 0	
25,000 ㎡超			2 1 7, 0 0 0	1 3 0, 0 0 0	

- (注) ・増築等の場合は増築後の面積とする。
- ・工場等及び工場等以外の建築物の複合用途の場合は、それぞれの面積に応じた金額の合計額とする。ただし、全体を工場等以外の建築物とした場合の金額が、合計額より低額の場合は、その金額とする。
 - ・各区分のうち該当部分がない場合は、当該区分の金額を加算する必要がない。
 - ・共同住宅の共用部分を算出しない方法で評価する場合（共用部分のみの増築等で当該共用部分を算出しない方法で評価する場合を除く。）は、当該区分の金額を加算する必要がない。
 - ・複合用途の場合は、当該区分の金額をそれぞれ加算する。
 - ・仕様基準又はモデル建物法は、住戸全体又は非住宅全体を当該基準で評価する場合にのみ適用可能である。

(別紙2) エネルギー消費性能適合性判定の軽微変更該当証明申請手数料

区 分			申請手数料金額 (円)
住宅（複数棟認定をしない（認定通知書添付しない場合））	性能基準		一戸建て住宅 9, 0 0 0
	住戸	性能基準	1 戸 9, 0 0 0
			2 戸以上～ 5 戸以下 1 9, 0 0 0
			6 戸以上～ 10 戸以下 2 7, 0 0 0
			11 戸以上～ 25 戸以下 3 9, 0 0 0
			26 戸以上～ 50 戸以下 5 6, 0 0 0
			51 戸以上～100 戸以下 8 1, 0 0 0
			101 戸以上～200 戸以下 1 1 1, 0 0 0
			201 戸以上～300 戸以下 1 4 6, 0 0 0
			301 戸以上～ 1 7 0, 0 0 0
	仕様基準		一戸建て住宅 4, 0 0 0
	住戸	仕様基準	1 戸 4, 0 0 0
			2 戸以上～ 5 戸以下 9, 0 0 0
			6 戸以上～ 10 戸以下 1 3, 0 0 0
			11 戸以上～ 25 戸以下 2 0, 0 0 0
			26 戸以上～ 50 戸以下 3 0, 0 0 0
			51 戸以上～100 戸以下 4 7, 0 0 0
			101 戸以上～200 戸以下 6 7, 0 0 0
			201 戸以上～300 戸以下 8 7, 0 0 0
			301 戸以上～ 9 8, 0 0 0
	共用部分	標準入力法	～300 m ² 3 0, 0 0 0
			300 m ² 超～1,000 m ² 3 8, 0 0 0
			1,000 m ² 超～2,000 m ² 5 0, 0 0 0
			2,000 m ² 超～5,000 m ² 8 0, 0 0 0
			5,000 m ² 超～10,000 m ² 1 0 4, 0 0 0
			10,000 m ² 超～25,000 m ² 1 2 5, 0 0 0
			25,000 m ² 超 1 4 6, 0 0 0
増築等 で評価し ない場合	共用部分のみの 評価	～300 m ² 3, 0 0 0	
		300 m ² 超～1,000 m ² 5, 0 0 0	
		1,000 m ² 超～2,000 m ² 8, 0 0 0	
		2,000 m ² 超～5,000 m ² 2 6, 0 0 0	
		5,000 m ² 超～10,000 m ² 4 1, 0 0 0	
		10,000 m ² 超～25,000 m ² 5 2, 0 0 0	
		25,000 m ² 超 6 5, 0 0 0	
非住宅（複数棟認定をしない（認定通知書添付しない場合））	工場等 以外	主要室 入力法	～300 m ² 6 2, 0 0 0
			300 m ² 超～1,000 m ² 7 8, 0 0 0
			1,000 m ² 超～2,000 m ² 1 0 1, 0 0 0
			2,000 m ² 超～5,000 m ² 1 4 6, 0 0 0
			5,000 m ² 超～10,000 m ² 1 8 2, 0 0 0
			10,000 m ² 超～25,000 m ² 2 1 6, 0 0 0
		25,000 m ² 超 2 4 7, 0 0 0	
		モデル 建物法	～300 m ² 2 4, 0 0 0
			300 m ² 超～1,000 m ² 3 0, 0 0 0
			1,000 m ² 超～2,000 m ² 4 1, 0 0 0
	2,000 m ² 超～5,000 m ² 6 8, 0 0 0		
	工場等		5,000 m ² 超～10,000 m ² 9 0, 0 0 0
			10,000 m ² 超～25,000 m ² 1 0 9, 0 0 0
			25,000 m ² 超 1 2 8, 0 0 0
			～300 m ² 5, 0 0 0
			300 m ² 超～1,000 m ² 8, 0 0 0
			1,000 m ² 超～2,000 m ² 1 1, 0 0 0
2,000 m ² 超～5,000 m ² 3 0, 0 0 0			
5,000 m ² 超～10,000 m ² 4 5, 0 0 0			
10,000 m ² 超～25,000 m ² 5 6, 0 0 0			
25,000 m ² 超 7 0, 0 0 0			

区 分			申請手数料金額 (円)	
住宅（複数棟認定時の他の建築物 （認定通知書添付した場合）	性能基準		一戸建て住宅	1, 0 0 0
	住 戸	仕様基準・ 性能基準	1 戸	1, 0 0 0
			2 戸以上～ 5 戸以下	3, 0 0 0
			6 戸以上～ 10 戸以下	5, 0 0 0
			11 戸以上～ 25 戸以下	8, 0 0 0
			26 戸以上～ 50 戸以下	1 4, 0 0 0
			51 戸以上～100 戸以下	2 6, 0 0 0
			101 戸以上～200 戸以下	4 1, 0 0 0
			201 戸以上～300 戸以下	5 3, 0 0 0
			301 戸以上～	5 6, 0 0 0
	共用部分	標準 入 力 法	～300 m ²	3, 0 0 0
			300 m ² 超～1,000 m ²	5, 0 0 0
			1,000 m ² 超～2,000 m ²	8, 0 0 0
			2,000 m ² 超～5,000 m ²	2 6, 0 0 0
			5,000 m ² 超～10,000 m ²	4 1, 0 0 0
			10,000 m ² 超～25,000 m ²	5 2, 0 0 0
			25,000 m ² 超	6 5, 0 0 0
非住宅（複数棟認定時の他の建築物（認定通知書添付した場合）		～300 m ²	3, 0 0 0	
		300 m ² 超～1,000 m ²	5, 0 0 0	
		1,000 m ² 超～2,000 m ²	8, 0 0 0	
		2,000 m ² 超～5,000 m ²	2 6, 0 0 0	
		5,000 m ² 超～10,000 m ²	4 1, 0 0 0	
		10,000 m ² 超～25,000 m ²	5 2, 0 0 0	
		25,000 m ² 超	6 5, 0 0 0	

- (注)
- ・増築等の場合は増築後の面積とする。
 - ・工場等及び工場等以外の建築物の複合用途の場合は、それぞれの面積に応じた金額の合計額とする。ただし、全体を工場等以外の建築物とした場合の金額が、合計額より低額の場合は、その金額とする。
 - ・各区分のうち該当部分がない場合は、当該区分の金額を加算する必要がない。
 - ・共同住宅の共用部分を算出しない方法で評価する場合（共用部分のみの増築等で当該共用部分を算出しない方法で評価する場合を除く。）は、当該区分の金額を加算する必要がない。
 - ・複合用途の場合は、当該区分の金額をそれぞれ加算する。
 - ・仕様基準又はモデル建物法は、住戸全体又は非住宅全体を当該基準で評価する場合にのみ適用可能である。

(別紙 3) 建築物省エネ法（仕様基準による場合）の確認申請手数料（法第 11 条、第 12 条）

区 分			申請手数料金額（円）	
			確認申請・計画通知	計画変更
住 宅	仕様基準	一戸建て住宅	13,000	6,000
	住 戸	仕様基準	1 戸	6,000
			2 戸以上～ 5 戸以下	12,000
			6 戸以上～ 10 戸以下	17,000
			11 戸以上～ 25 戸以下	23,000
			26 戸以上～ 50 戸以下	31,000
			51 戸以上～100 戸以下	41,000
			101 戸以上～200 戸以下	52,000
			201 戸以上～300 戸以下	69,000
			301 戸以上～	85,000

(注)・省エネ仕様基準に適合させることにより省エネ適判を要しない建築物 1 棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料（又は計画変更手数料）に上乗せして申請してください。